

岩手県告示第667号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための福祉用具の給付、介護予防又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年12月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 特定福祉用具販売

特定福祉用具販売事業者		特定福祉用具販売事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社あべやモリトモ	大船渡市大船渡町字茶屋前56番地5	クレール	大船渡市大船渡町字茶屋前56番地5	令和4年8月1日

2 介護予防福祉用具貸与

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社あべやモリトモ	大船渡市大船渡町字茶屋前56番地5	クレール	大船渡市大船渡町字茶屋前56番地5	令和4年8月1日

3 特定介護予防福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売事業者		特定介護予防福祉用具販売事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社あべやモリトモ	大船渡市大船渡町字茶屋前56番地5	クレール	大船渡市大船渡町字茶屋前56番地5	令和4年8月1日